

議案第 39 号

債権の放棄(農業集落排水処理施設使用料)について

次のとおり債権の放棄をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 債権の名称 農業集落排水処理施設使用料
- 2 金額 373,030円
- 3 債務者 平成19年6月1日使用開始者
- 4 債権放棄理由

債務者の破産手続により、免責許可決定が確定となったため。

令和 4 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志